

# 児 童 の 福 祉

1. 大津市保育施設概要
2. 保育所・認定こども園年齢別児童数
3. 保育所・認定こども園入所人員推移
4. 保育所等保育料表
5. 保育料の軽減
6. 民間保育施設に対する助成
7. 母子生活支援施設
8. 児 童 手 当
9. 障害児保育の実施状況
10. 家庭児童相談事業
11. 助 産 制 度
12. 放課後児童健全育成事業
13. 児童遊園地の整備
14. 児 童 館
15. ファミリーサポートセンター
16. 子育て総合支援センター ゆめっこ
17. 木戸つどいの広場 にじっこ
18. 東部つどいの広場 きらきらひろば
19. 中南部つどいの広場 ほっぺ
20. 大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業

# 児 童 の 福 祉

## 1. 大津市保育施設概要

### (1) 保育所

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
比 良	南比良585-1 592-1186	大津市 S48.4.1	120	3,610 1,053
和 邇	和邇中172-1 594-0063	大津市 S29.4.1	120	3,322 1,440
伊 香 立	伊香立下龍華町566 598-2294	大津市 S48.4.1	60	5,111 782
堅 田	本堅田四丁目26-1 572-1570	大津市 S26.4.1	150	3,063 1,249
天 神 山	本堅田六丁目3-1 572-0249	大津市 S25.4.1	100	3,357 938
唐 崎	際川三丁目37-1 525-3844	大津市 S50.4.1	100	2,681 705
ひ え い 平	比叡平一丁目45-3 529-2700	大津市 S49.6.1	60	3,111 1,134
皇 子 が 丘	皇子が丘一丁目20-20 525-6092	大津市 S51.7.1	120	2,030 994
逢 坂	音羽台6-20 522-8485	大津市 S40.7.1	70	1,426 672
朝 日 が 丘	朝日が丘一丁目23-33 525-1470	大津市 S49.4.1	140	2,986 1,242
膳 所	昭和町17-32 524-0888	大津市 S50.4.1	140	2,041 903
晴 嵐	光が丘町5-10 534-0707	大津市 S47.4.1	140	3,184 1,149
大 平	大平二丁目33-22 534-1750	大津市 S49.4.1	140	2,181 1,146
瀬 田 南	三大寺1-3 547-4222	大津市 H26.4.1	60	5,102 1,450
公 立 計			1,520	

※葛川保育園については休園中である。

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
アスクわに	和邇中浜489-1 594-8330	(株)日本保育サービス H30.4.1	60	971 529
真野	向陽町4-2 574-3268	(社福)榮福社会 H6.4.1	90	1,500 528
ほっぺるランド堅田	今堅田二丁目37-15 526-5207	(株)テノ. コーポレーション H29.4.1	70	659 435
堅田くじら	堅田一丁目7-18 548-8288	(社福)くじら H30.4.1	60	989 537
せんだん	仰木の里東二丁目2-5 573-2828	(社福)せんだん二葉会 H13.4.1	140	2,500 1,303
京進のほいくえん HOPPA衣川湖岸緑地	衣川一丁目39-4 548-7563	(株)HOPPA R2.4.1	90	922 516
第二星の子	雄琴一丁目9-22 579-3922	(社福)大津せんだん会 S60.4.1	50	712 749
専称寺	坂本八丁目31-46 578-0336	(社福)一向山福祉会 S30.4.1	140	3,131 1,012
比叡山坂本 (専称寺保育園分園)	坂本三丁目18-45 577-4880	(社福)一向山福祉会 H14.4.1	29	112 185
たけのこ	下阪本四丁目21-9 514-8727	(社福)まほろば H27.6.1	90	749 654
真愛	坂本二丁目12-45 578-0346	(社福)真愛会 S42.4.1	120	1,995 1,138
風の子	穴太二丁目21-15 579-4491	(社福)穴太福祉会 S49.4.1	150	(本園) 2,293 (分園) 1,162 (本園) 1,104 (分園) 405
京進のほいくえん HOPPA 唐崎駅	唐崎一丁目34-15 526-5712	(株)HOPPA H31.4.1	90	999 511
キングダム・キッズ 滋賀里	滋賀里四丁目6-6 548-6403	C2C Twinkle Academy(株) H31.4.1	60	1,726 483
松の実	高砂町15-8 525-1486	(社福)唐崎福祉会 H14.4.1	50	1,130 622
松の実(分園)	滋賀里一丁目28-66 524-9002	(社福)唐崎福祉会 H26.12.1	20	700 342
第二松の実	高砂町15-9 525-1070	(社福)唐崎福祉会 H23.4.1	50	752 498
楽らく	柳川二丁目7-1 527-9130	医療法人 楽育会 H31.4.1	72	995 813
よいこのもり	神宮町1-10 522-5126	(社福)近江神宮仁愛会 S44.4.1	120	4,913 758
アスク大津京	松山町13-7 526-8580	(株)日本保育サービス H31.4.1	60	981 551
近松	札の辻4-26 524-0684	(社福)近松会 S46.4.1	100	1,119 778
浜大津	浜大津四丁目1-1 527-8666	(社福)光寿会 H28.4.1	60	- 652

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
レイモンドみらい園	中央二丁目2-20 524-7399	(社福)檸檬会 H30.4.1	60	726 361
いぶき	松本二丁目15-23 522-8058	(社福)清高福祉会 H27.4.1	76	487 656
いぶき(分園)	松本二丁目15-26 522-8058	(社福)清高福祉会 R2.4.1	44	530 402
竜が丘	竜が丘26-36 522-7657	(社福)近江会 S50.7.1	110	2,199 1,148
なぎさ	打出浜3-48 510-1771	(社福)江育会 H27.4.1	120	1,245 898
におの浜	におの浜二丁目2-10 524-5888	(社福)おおみ福祉会 S54.4.1	120	1,779 1,327
アスク御殿浜	御殿浜19-15 531-2020	(株)日本保育サービス H28.4.1	60	1,713 357
京進のほいくえん HOPPA 石山駅	松原町3-3 548-7713	(株)HOPPA R2.4.1	60	543 465
つばさ	鳥居川町8-5-2 533-6224	(社福)つばさ会 H23.4.1	60	359 361
ぐろうすきっず 北大路	北大路三丁目21-10 572-6241	(株)グロースデザイン R2.6.1	75	3,696 670
石山くじら	国分一丁目15-73 574-7807	(社福)くじら H30.4.1	60	495 517
田上	稲津二丁目5-7 546-1372	(社福)恩徳寺会 S49.3.1	70	2,314 837
つくし	瀬田一丁目2-19 545-2345	(社福)つくし会 S42.8.1	90	1,068 1,024
たんぽぽ	神領三丁目15-1 544-7651	(社福)つくし会 H19.4.1	90	2,786 992
あおぞら	大江一丁目36-1 511-9516	(社福)つくし会 H24.4.1	100	1,593 1,060
博愛	大江六丁目1-1 545-3315	(一財)博愛会 S44.11.1	130	1,245 804
おおがや愛	大萱四丁目3-11 544-7555	(社福)慈光福祉会 H27.4.1	90	943 697
玉野浦	玉野浦12-1 547-3900	(社福)恩徳寺会 H25.4.1	60	825 674
レイモンド淡海	萱野浦2-1メルシー瀬田1F 572-6762	(社福)檸檬会 H22.4.1	70	3,448 707
京進のほいくえん HOPPA 大將軍	大將軍一丁目3-14 526-5876	(株)HOPPA H31.4.1	70	970 391
京進のほいくえん HOPPA大將軍なごみ	大將軍二丁目8-25 548-8077	(株)HOPPA R2.4.1	60	605 492
トレジャーキッズ つきのわ	月輪二丁目2-27 548-7838	(株)セリオ R2.4.1	80	933 498
グレイスー里山	一里山三丁目17-12 545-9991	(社福)慈光福祉会 H26.4.1	80	543 478

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
レイモンド大津	一里山七丁目1-1フォレオ大津一里山1F 544-0400	(社福)檸檬会 H21.4.1	90	420 420
正 休	桐生一丁目17-18 549-0043	(社福)わらんべ会 S42.8.1	70	2,505 446
正休ののはな	松が丘七丁目16-1 549-0162	(社福)青桐会 H19.4.1	100	2,500 992
民間保育所 計			3,866	

## (2)認定こども園

施設名 〔類型〕	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員(人)			敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
			1号	2・3号	合計	
麗湖 〔幼保連携型〕	花園町13-36 573-4511	(学法)中塾学園 H27.4.1	15	40	55	2,074 923
わかば 〔幼保連携型〕	今堅田三丁目25-25 574-2460	(社福)春風会 R3.4.1	15	90	105	2,685 781
そよ風のぞみ 〔保育所型〕	今堅田一丁目10-1 571-0415	(社福)京都ルーテル会 R5.4.1	15	90	105	1,079 817
本福寺 〔幼保連携型〕	本堅田一丁目22-30 573-1902	(社福)夕陽会 H25.4.1	45	170	215	1,237 1,201
第二本福寺 〔幼保連携型〕	本堅田六丁目14-11 573-6115	(社福)夕陽会 H26.4.1	60	180	240	2,671 1,750
はぐくみの家 仰木星の子 〔幼保連携型〕	仰木の里一丁目28-1 574-0567	(社福)大津せんだん会 R3.4.1	15	130	145	2,562 1,304
星の子 保育園 〔幼保連携型〕	雄琴二丁目17-13 579-3244	(社福)大津せんだん会 R2.4.1	15	70	85	1,335 698
日吉台至明 〔幼保連携型〕	日吉台三丁目33-2 574-7088	(社福)一向山福祉会 R3.4.1	15	60	75	3,058 606
日吉の森 〔保育所型〕	坂本八丁目9-7 577-2888	(社福)任天会 H30.8.1	15	60	75	2,273 773
ひえいの森 〔保育所型〕	比叡辻一丁目11-17 579-0888	(社福)任天会 R2.6.1	15	90	105	1,953 1,002
唐崎キンダースクール 〔幼保連携型〕	唐崎一丁目15-12 577-4152	(社福)光聖会 H29.4.1	12	90	102	1,471 615
聖パウロ 〔幼保連携型〕	見世一丁目1-35 524-7369	(学法)滋賀カトリック学園 H27.4.1	80	70	150	1,608 846
永興藤尾 〔幼保連携型〕	茶戸町22-6 510-0102	(社福)禅心福祉会 H30.4.1	15	110	125	3,217 1,093
みつばち 〔幼保連携型〕	観音寺10-25 523-1115	(社福)好和会 H30.4.1	15	90	105	952 792
大津京 (みつばちこども園分園) 〔幼保連携型〕	桜野町一丁目19-7 523-1115 (みつばちこども園)	(社福)好和会 H30.4.1	0	20	20	- 116
大津さくら 〔幼保連携型〕	春日町1-1 525-2115	(社福)大津子どもの家福祉会 H26.4.1	35	70	105	991 556
聖母幼稚園 〔幼稚園型〕	馬場二丁目6-62 523-0480	(学法)滋賀カトリック学園 H29.4.1	105	35	140	2,088 653
湖のこ 保育園 〔保育所型〕	相模町8-1 532-0073	(社福)膳所福祉会 R3.4.1	10	90	100	997 868
茶臼山 〔幼保連携型〕	秋葉台31-40 511-3955	(社福)大津子どもの家福祉会 H16.4.1	45	100	145	1,795 1,489
永興富士見 〔幼保連携型〕	富士見台3-30 548-7770	(社福)禅心福祉会 H30.4.1	15	120	135	1,263 973
大津あいあい保育園 〔保育所型〕	鳥居川町16-20 533-2144	(社福)唐橋福祉会 H31.4.1	15	120	135	2,487 1,291
石山寺 〔幼保連携型〕	石山寺二丁目25-43 537-2560	(社福)石光山会 H30.4.1	15	120	135	2,549 996

施設名 〔類型〕	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員(人)			敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
			1号	2・3号	合計	
保育の家 しょうなん 〔幼保連携型〕	平津二丁目4-9 537-5378	(社福)湘南学園 H27.4.1	15	100	115	637 744
南郷 〔幼保連携型〕	南郷二丁目47-7 533-3228	(社福)南郷会 R2.4.1	15	150	165	2,198 991
みどり 〔幼保連携型〕	瀬田三丁目23-3 545-0706	(社福)新緑会 H28.4.1	15	120	135	8,366 816
ひかり 〔幼保連携型〕	大萱三丁目11-14 543-2253	(社福)大津ひかり福祉会 R4.4.1	15	120	135	1,012 748
一里山ひかり 〔幼保連携型〕	一里山二丁目19-10 545-1414	(社福)大津ひかり福祉会 R4.4.1	15	180	195	1,418 1,311
大將軍ひかり 〔幼保連携型〕	大將軍三丁目19-2 536-5117	(社福)大津ひかり福祉会 R4.4.1	15	120	135	969 775
レイモンド瀬田 〔幼保連携型〕	大江四丁目12-34 543-5811	(社福)檸檬会 H28.4.1	15	60	75	2,126 694
レイモンド大萱 〔保育所型〕	大萱四丁目10-50 572-8245	(社福)檸檬会 R5.4.1	6	60	66	748 670
学園前 〔幼保連携型〕	一里山五丁目10-7 543-6711	(社福)南郷会 R2.4.1	12	120	132	622 1,038
びわこきらら 〔幼保連携型〕	月輪五丁目4-1 547-0774	(学法)雲母学園 H26.7.1	70	132	202	1,182 733
認定こども園 計			780	3,177	3,957	

### (3)地域型保育事業

地域型保育事業は、保育を必要とする3歳未満の児童を保育することを目的とした定員19名以下の保育事業所で、定員5人以下の家庭的保育事業、定員6人から19人以下の小規模保育事業、児童の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4類型がある。

類型	施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)
家庭的保育	こころ 咲く♡	和邇北浜678-10 599-4484	今村 昌代 H27.4.1	5
家庭的保育	H a p p y ♪ マグ	和邇南浜12-18 548-8548	田中 和子 H28.4.1	5
家庭的保育	に じ い ろ	本堅田六丁目8-4 572-5217	田中 実範 H27.4.1	5
家庭的保育	あすなろ SUN	山上町2-47 090-1223-0152	大江 由香 H30.4.1	5
家庭的保育	ぼ こ あ ぼ こ	朝日が丘一丁目14-4 524-9585	ぼこあぼこ(株) R4.4.1	5
家庭的保育	す て つ ぷ	馬場三丁目10番11-1号 526-5215	Aki(株) R3.4.1	5
家庭的保育	か も め	丸の内町9-30KINPA202号 521-7360	松長 広美 H27.4.1	5
家庭的保育	こ み の	浜大津一丁目2-4生美屋ビル1F 524-0557	(株)今藤工務店 H27.4.1	5
家庭的保育	に こ に こ	国分一丁目41-22 533-3267	北川 操 H27.4.1	5
家庭的保育	ひなたぼっこ	国分二丁目7-22 532-7616	磯野 秀子 H27.4.1	5
家庭的保育	ふ た ば	一里山三丁目1-1ガーデンスクエア瀬田201-A 545-7808	(一社)ふおるていっしも R3.4.1	5
家庭的保育	えん じ ェ る	一里山三丁目1-1ガーデンスクエア瀬田201-B 543-5880	河崎 晴美 H27.4.1	5
小規模保育 A型	スクルドエンジェル 保 育 園 坂 本 園	坂本三丁目32-1ハイク比叡山坂本駅前1F 574-7180	(株)スクルドアンドカンパニー R2.4.1	19
小規模保育 A型	大津京サンフレンズ 保 育 園	皇子が丘二丁目7-32 2F 526-7430	サンヨーホームズコミュニティ(株) H31.4.1	19
小規模保育 A型	ここいろ 保 育 園	三井寺町4-1長等神社社務所内 575-1865	稲住 隆子 H31.4.1	8
小規模保育 A型	ニチイキッズ大津京町 保 育 園	京町三丁目2-10京町アークビル1F 510-2031	(株)ニチイ学館 H31.4.1	19
小規模保育 A型	TAMランド打出浜 な ぎ さ 園	打出浜3-16毎日新聞大津支局ビル1F 536-5305	(株)成基 R2.4.1	19
小規模保育 A型	みらいこじょう 保 育 園	湖城が丘16-21 510-7106	(一社)未来会 R2.4.1	19
小規模保育 A型	石 山 く じ ら 小 規 模 保 育 園	栄町13-3 536-5891	(社福)くじら H31.4.1	12
小規模保育 A型	唐 橋 く じ ら 小 規 模 保 育 園	唐橋町17-25 534-0770	(社福)くじら H28.4.1	12

類型	施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)
小規模保育 A型	大江 た っ ち 小 規 模 保 育 園	大江二丁目20-9 547-4577	(特非)スポキッズ H31.4.1	12
小規模保育 A型	れもんのご瀬田駅前 保 育 園	大萱一丁目3-13アメリティ瀬田1F 572-9180	(社福)檸檬会 H30.4.1	19
小規模保育 A型	サンライズキッズ 保育園瀬田駅前園	大萱一丁目6-18Blezio9 050-5807-2308	(株)エクシオジャパン H31.4.1	12
小規模保育 A型	瀬田サンフレンズ 保 育 園	大萱一丁目16-15 2F 526-5086	サンヨーホームズコミュニティ(株) H31.4.1	19
小規模保育 A型	サンライズキッズ 保 育 園 大 津 園	萱野浦24-50ティアラ大津1F 050-5807-2236	(株)エクシオジャパン H30.4.1	19
小規模保育 A型	京進のほいくえん HOPPA 瀬田 駅 園	一里山一丁目6-23 1F 548-6171	(株)HOPPA H31.4.1	12
小規模保育 A型	えんじえるはうす	一里山二丁目14-25 1F 572-6237	(一社)AngelHome R3.4.1	19
小規模保育 A型	ふあみいゆ保育園	一里山三丁目1-1ガーデンスクエア瀬田202-A・203 544-2217	(一社)ふおるていっしも R3.4.1	12
小規模保育 B型	ちびっこるーむ 和 邇 保 育 室	和邇今宿843-1 576-7366	(株)優朱 R3.4.1	19
小規模保育 B型	ちびっこるーむ	今堅田二丁目35-53 532-2903	(株)優朱 R3.4.1	19
小規模保育 B型	家庭的 保 育 園 ま み い	坂本一丁目20-50-2 578-5638	愛光会はぐくみ(株) R2.4.1	19
小規模保育 B型	みつはま 保 育 園 ま み い	下阪本三丁目4-29 575-2581	愛光会はぐくみ(株) R2.4.1	19
小規模保育 B型	まごころ 保 育 園	桜野町一丁目15-3 510-2018	(特非)まごころの家 H30.4.1	19
小規模保育 B型	ぼ っ け	御幸町5-17 525-0787	(株)コンソランテ R2.4.1	12
小規模保育 B型	ぼ ぼ ら	大江五丁目35-9 536-5828	(株)コンソランテ R2.4.1	11
小規模保育 C型	あ す な ろ	山上町13-6 574-7531	大江 由香 H27.4.1	8
地域型保育事業 計				437

## 2. 保育所、認定こども園年齢別児童数

(令和5年4月1日)

区分	年齢	0	1	2	3	4	5	計
	保育所	公立	13 人	81 人	131 人	255 人	255 人	289 人
民間		165 人	600 人	689 人	777 人	828 人	781 人	3,840 人
認定こども園	公立	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	民間	137 人	480 人	565 人	651 人	710 人	655 人	3,198 人
計		315 人	1,161 人	1,385 人	1,683 人	1,793 人	1,725 人	8,062 人

## 3. 保育所・認定こども園入所人員推移

### (1) 保育所

(各年4月1日)

年度	私 立			公 立			計		
	定 員	入所人員	待機人員	定 員	入所人員	待機人員	定 員	入所人員	待機人員
R1	4,671 人	4,769 人	0 人	1,610 人	1,372 人	0 人	6,281 人	6,141 人	0 人
R2	4,781 人	4,760 人	4 人	1,570 人	1,285 人	0 人	6,351 人	6,045 人	4 人
R3	4,626 人	4,515 人	1 人	1,521 人	1,192 人	0 人	6,147 人	5,707 人	1 人
R4	4,016 人	4,005 人	2 人	1,533 人	1,084 人	1 人	5,549 人	5,089 人	3 人
R5	3,866 人	3,840 人	4 人	1,520 人	1,024 人	0 人	5,386 人	4,864 人	4 人

※広域入所(管外受託)を除く

### (2) 認定こども園

(各年4月1日)

年度	私 立		
	定 員	入所人員	待機人員
R1	1,721 人	1,772 人	0 人
R2	2,071 人	2,134 人	0 人
R3	2,467 人	2,478 人	0 人
R4	3,067 人	3,056 人	1 人
R5	3,177 人	3,198 人	2 人

※広域入所(管外受託)を除く

※1号認定利用者を除く

# 《標準時間》

## 4. 令和5年度 保育所等保育料表

(1) 保育所等保育料表 <保育標準時間>

保育所種別		公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			
階層	定義	3歳未満児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300(0)
C2		C1階層以外	13,300(6,600)
D1	所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300(0)
D2		D1階層以外	15,400(7,700)
D3	48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等	1,300(0)
D4		D3階層以外	18,600(9,300)
D5	4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 84,400円未満	22,700(11,300)
D6		D5階層以外	22,700(11,300)
D7	9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	84,400円以上 97,000円未満	29,600(14,800)
D8		97,000円以上 122,500円未満	34,200(17,100)
D9		122,500円以上 147,300円未満	39,500(19,700)
D10		147,300円以上 169,000円未満	44,400(22,200)
D11		169,000円以上 223,600円未満	53,400(26,700)
D12		223,600円以上 301,000円未満	56,700(28,300)
D13		301,000円以上 332,200円未満	59,700(29,800)
D14		332,200円以上 397,000円未満	63,600(31,800)
D15		397,000円以上	76,300(38,100)
D16			

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等(家計の主宰者に限る)の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合については保育料の変更を行うことがありますのでご承知ください。  
また、保育料の変更となる原因(世帯構成や税額の変更等)が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます(C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象)。  
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は( )内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。

ただし、

【C1階層からD5階層に該当する世帯】

< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は( )内の金額になります。

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

備考6 階層Aには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯が含まれます。

# 《短時間》

## (2) 保育所等保育料表 <保育短時間>

[月額単位:円]

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育所種別	公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設
階層	定義	3歳未満児		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C1	市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
C2		C1階層以外	13,100(6,500)	11,000(5,500)
D1	所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D2		D1階層以外	15,200(7,600)	12,700(6,300)
D3	48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D4		D3階層以外	18,300(9,100)	15,300(7,600)
D5	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D6		D5階層以外	22,400(11,200)	18,700(9,300)
D7	・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 84,400円未満	22,400(11,200)	18,700(9,300)
D8		84,400円以上 97,000円未満	29,100(14,500)	24,300(12,100)
D9		97,000円以上 122,500円未満	33,700(16,800)	28,100(14,000)
D10		122,500円以上 147,300円未満	38,900(19,400)	32,500(16,200)
D11		147,300円以上 169,000円未満	43,700(21,800)	36,400(18,200)
D12		169,000円以上 223,600円未満	52,500(26,200)	43,800(21,900)
D13		223,600円以上 301,000円未満	55,800(27,900)	46,500(23,200)
D14		301,000円以上 332,200円未満	58,700(29,300)	49,000(24,500)
D15		332,200円以上 397,000円未満	62,600(31,300)	52,100(26,000)
D16		397,000円以上	75,100(37,500)	62,600(31,300)

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等(家計の主宰者に限る)の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合については保育料の変更を行うことがありますのでご承知ください。  
また、保育料の変更となる原因(世帯構成や税額の変更等)が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます(C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象)。  
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は( )内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。

ただし、

【C1階層からD5階層に該当する世帯】

< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は( )内の金額になります。  
< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

備考6 階層Aには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯が含まれます。

## 5. 保育料の軽減

本市では、保護者負担の軽減を図るため、国の保育料の徴収基準額から軽減を行っている。  
また、平成28年度より国及び県の保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、一定の所得以下の多子世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯等の保育料軽減を実施した。  
令和元年10月から、3歳から5歳までのすべての子ども及び一部の世帯を対象に保育料無償化が実施された。

## 6. 民間保育施設に対する助成

- ・障害児等保育事業費補助…障害児が入所している保育施設に保育士等の人件費を補助する。
- ・保育環境充実保育士等特別配置事業…保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を目的として保育士等の増員を行うのに要する経費を補助する。
- ・調理担当員配置事業費補助…調理職員人件費を補助する。
- ・保育内容充実支援事業費補助…保育所等において実施する保育及び教育の内容及び環境の充実に寄与する事業に要する経費を補助する。
- ・保育士等処遇改善費補助…職員の処遇を改善することを目的として賃金改善等を行うのに要する経費を補助する。
- ・延長保育事業費補助…通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育施設で引き続き保育を実施している保育施設に対し経費の一部を補助する。
- ・体調不良児対応型病児保育事業補助…保育中に体調不良となった児童に対して保健的な対応等を行う事業を実施するために要する経費の一部を補助する。
- ・保育士資格等取得支援事業費補助…保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を取得することに要する経費を補助する。
- ・保育体制強化事業費補助…保育者支援者の人件費を補助する。
- ・保育補助者雇上強化事業費補助…保育士資格の取得に努める保育補助者の人件費を補助する。
- ・保育士等宿舍借上げ事業費補助…保育所等の設置者がその雇用する保育士等の宿舍を借り上げることに要する経費を補助する。
- ・保育所等建物賃借料補助…建物賃借料が賃借料加算額の3倍を超える保育所等に、その差額を補助する。
- ・一時預かり事業費補助…家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施するために要する経費の一部を補助する。
- ・病児保育事業費補助…病児・病後児保育事業に要する経費を補助する。
- ・保育所等用地賃借料補助…用地を賃借している者に対して補助する。

## 7. 母子生活支援施設

児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設「大津市立母と子の家しらゆり」は、平成 23 年度から指定管理者制度を導入し、運営している。母子生活支援施設は、母子世帯及び母子世帯に準ずる世帯であって、監護すべき児童の福祉に欠ける時入所させ、生活の自立に向け、支援・援助する。

定 員 15 世帯

入 居 者 10 世帯 26 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）

指定管理者 社会福祉法人 湘南学園（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

## 8. 児童手当

児童手当・特例給付 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了（15 歳到達後最初の 3 月 31 日）前の児童を養育する父母等に手当を支給する。

支 給 額（いずれも児童一人あたりの月額）

児童手当（所得制限限度額未満である受給者）

0 歳～3 歳未満の児童 一律 15,000 円

3 歳～小学校修了（12 歳到達後の最初の 3 月 31 日）前

第 1 子、第 2 子 10,000 円

第 3 子以降（※） 15,000 円

中学生 一律 10,000 円

（※）18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童から数える。

特例給付（所得制限限度額以上所得上限限度額未満である受給者）

児童一人につき 一律 5,000 円

所得上限限度額以上

児童手当・特例給付は支給対象外。

支 給 月 6 月、10 月、2 月

費用負担割合

区 分		費用負担割合		
		国	県	市
0 歳 以 上	被 用 者	37/45	4/45	4/45
	非 被 用 者	4/6	1/6	1/6
3 歳 未 満	第 1 子、第 2 子	4/6	1/6	1/6
	第 3 子 以 降	4/6	1/6	1/6
中 学 生		4/6	1/6	1/6
特例給付対象者		4/6	1/6	1/6

支給状況（令和 5 年 2 月末現在）

（単位：人）

対 象 種 別	児童手当			特例給付		合 計	
	被用者	非被用者	施設等	被用者	非被用者		
受 給 者 数	18,710	3,754	14	1,586	69	24,133	
支給対象児童数	0 歳 から 3 歳 未 満	5,194	836	16	206	25	6,277
	3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	19,842	3,934	55	1,612	75	25,518
	小 学 校 修 了 後 中 学 校 修 了 前	6,037	1,416	22	742	25	8,242
	計	31,073	6,186	93	2,560	125	40,037

## 9. 出産・子育て応援給付(経済的支援)

出産・子育て応援給付 国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、出産・子育て応援事業を開始しており、妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児ができるよう、伴走型相談支援における面談の実施後に、妊娠届出時及び出産後に応援給付を支給する。(所得制限なし)

支給額 出産応援給付：妊婦一人あたり5万円(現金)  
子育て応援給付：新生児一人あたり5万円(現金)

申請方法 妊娠届出時及び出生後の乳児家庭全戸訪問時の保健師等との面談後、応援給付の申請案内文を直接、手交付する。

## 10. 障害児保育の実施状況

(令和5年4月1日)

事項		年度	R1	R2	R3	R4	R5
障害児保育を実施している 保育施設の数	公立		13/15	14/15	13/15	14/15	13/15
	民間		59/67	66/75	70/78	70/78	74/78
	計		72	80	83	84	87
障害児数 (人)	公立		126	112	118	128	124
	民間		260	299	318	348	347
	計		386	411	436	476	471
年齢内訳 (人)	0～1歳児		4	2	3	1	6
	2歳児		23	22	12	21	20
	3歳児		78	114	113	118	131
	4歳児		137	125	170	154	144
	5歳児		144	148	138	182	170
	計		386	411	436	476	471
症状内訳 (人)	精神発達遅滞		40	29	39	53	50
	ダウン症候群		17	13	18	18	19
	自閉的傾向		302	346	350	382	369
	脳性マヒ		10	11	13	9	6
	その他		17	12	16	14	27
	計		386	411	436	476	471
民間保育施設に対する 障害児保育補助制度			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度 1人につき年額 3,480,000 円</li> <li>・ 中、軽度 2人以下年額 2,320,000 円</li> <li>・ 中、軽度 3人以上年額 3,480,000 円×障害児数/3</li> </ul>				
補助金予算額(円)			372,608,597	438,589,492	500,056,662	525,813,515	532,258,000

## 11. 家庭児童相談事業

家庭において適正な児童の養育や福祉の向上のために、子どもと家庭の福祉に関する相談・指導業務を行っている。

特に児童虐待については社会問題化しており、子どもを取り巻く社会や家庭環境等が多様化・複雑化している。児童虐待の未然防止及び、早期発見・早期対応に重点的に取り組み、児童の健全な養育のできる家庭づくりを目指し、対応している。

ア. 相談内容別受付件数(実人数) (令和4年度)

相談内容	件数
虐待相談	1,019
養護相談	2,883
障害相談	41
非行相談	64
育成相談	89
その他の相談	105
合計	4,201

イ. 経路別受付件数 (令和4年度)

受付経路	件数
児童相談所等より	578
福祉事務所等より	254
学校等、保育所より相談	1,540
家族、親戚等より相談	325
児童委員より相談	16
保健所、医療機関より	781
警察等	323
その他	384
合計	4,201

ウ. 虐待相談の内訳 (令和4年度)

虐待種別	件数
身体的虐待	346
性的虐待	9
心理的虐待	317
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	347
合計	1,019

エ. 年齢別虐待相談 (令和4年度)

区分	件数
0～3歳未満	154
3～学齢前児童	228
小学生	407
中学生	163
高校生・その他	67
合計	1,019

## 12. 助産制度

児童福祉法第22条の規定に基づき、経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が助産施設に入所し、安心して出産できるよう出産費用を援助する制度。

令和4年度の利用者数	6人
------------	----

### 13. 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を公立で37か所、民間で33か所実施している。

公立

(令和5年4月1日現在)

No.	児童クラブ名	現在地	電話	開設年月日	施設面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	児童数 (人)
1	小 松	南小松 1156-2	596-2501	H15.7.1	103	848	30
2	木 戸	木戸 267	592-0166	H6.4.1	104	2,128	56
3	和 邇	和邇高城 50-3	594-3919	S62.4.1	321	1,132	88
4	小 野	水明一丁目 37-1	594-4657	H3.5.1	141		20
5	伊 香 立	伊香立下在地町 1222-1	598-2266	H23.4.1	143		28
6	真 野	真野四丁目 6-17	572-0230	H12.4.1	160		67
7	真 野 北	緑町 15-17	572-4255	H6.4.4	125	1,068	33
8	堅 田	本堅田三丁目 8-3	572-2522	S56.4.1	304	724	113
9	仰 木	仰木四丁目 15-8	572-1121	H14.9.24	52		15
10	仰 木 の 里	仰木の里四丁目 4-1	574-1870	H4.4.1	149	701	70
11	仰 木 の 里 東	仰木の里東六丁目 1-2	572-3110	H8.4.1	208	449	107
12	雄 琴	雄琴二丁目 16-1	578-5860	H10.4.1	124	1,177	39
13	日 吉 台	日吉台三丁目 33-4	579-5168	S57.4.1	70	1,446	27
14	坂 本	坂本三丁目 12-57	578-6468	S45.4.1	126		123
15	下 阪 本	下阪本四丁目 10-1	578-4246	H4.4.1	271		189
16	唐 崎	際川三丁目 38-2	522-6600	S50.9.1	272	891	153
17	志 賀	錦織二丁目 9-29	525-3140	S47.4.1	266	755	133
18	山 中 比 叡 平	比叡平一丁目 45-4	529-2471	S57.4.1	128	499	32
19	藤 尾	茶戸町 10-1	525-1428	S55.4.1	169		55
20	長 等	大門通 11-27	526-0998	S48.4.1	188	377	78
21	逢 坂	音羽台 6-26	526-2440	S54.10.1	197	469	116
22	中 央	島の関 1-60	526-0071	H18.5.22	213		82
23	平 野	馬場二丁目 13-15	525-0737	S54.6.4	291	1,114	154
24	膳 所	中庄二丁目 8-17	524-2972	S49.4.1	269	489	167
25	富 士 見	富士見台 42-16	533-0955	S54.6.1	368		129
26	晴 嵐	光が丘町 4-70	534-7602	S53.9.16	330	1,168	172
27	石 山	石山寺三丁目 11-20	533-0709	S52.6.1	232		88
28	南 郷	南郷一丁目 15-9	534-1419	S54.6.1	282	244	104
29	大 石	大石東七丁目 7-34	546-7734	H4.4.1	116	282	25
30	田 上	関津六丁目 19-1	546-3048	S58.4.1	192	499	53
31	上 田 上	平野一丁目 18-5	549-2181	H20.8.1	120		19
32	青 山	青山三丁目 16-3	549-2468	H10.4.1	338	2,572	158
33	瀬 田	大江四丁目 2-60	543-0058	S45.4.1	284	610	124
34	第 2 瀬 田	大江五丁目 33-50	543-2830	H28.4.1	173		64
35	瀬 田 南	三大寺 1-11	545-6402	S53.2.1	296	1,279	155
36	瀬 田 東	一里山三丁目 4-1	543-1813	S57.12.1	396	665	168
37	瀬 田 北	大將軍一丁目 14-2	543-6606	H1.4.1	260	726	184
計	37か所						3,418

No.	児童クラブ名	現在地	電話	開設年月日	施設面積 (㎡)	児童数 (人)
1	第二松の実	高砂町15-9	525-1070	H24.4.1	62	19
2	風の子	穴太二丁目21-15	579-4491	H25.4.1	85	30
3	Kid's&More 淡海	萱野浦2-1メルシー瀬田1F	572-7398	H27.4.1	213	49
4	第2本福寺	本堅田六丁目14-11	573-8234	H28.4.1	195	108
5	茶臼山	秋葉台31-40	511-3955	H28.4.1	465	30
6	葛川	葛川中村町108-1	090-7554-7811	H28.4.1	163	0
7	博愛大津	大江六丁目1-1	545-5172	H28.9.1	203	80
8	大津さくら	御幸町8-8	525-2115	H29.4.1	60	29
9	本福寺	本堅田一丁目21-9	573-6655	H30.4.1	157	53
10	Global English 平野	馬場二丁目6-16 生活美術NONビル2F	572-9905	H30.4.1	80	40
11	つばさ	北大路一丁目15-16	572-5283	H30.4.1	99	35
12	OAK児童クラブ晴嵐	田辺町14-55	080-9606-0092	H30.4.1	111	47
13	松の実	高砂町8-16	526-5188	H30.6.1	189	43
14	Global English 滋賀里学童	滋賀里四丁目6-6	548-6404	H31.4.1	157	24
15	れいこ	花園町13-33	080-3839-7900	H31.4.1	108	30
16	全力BOX	長等二丁目7-24	599-4560	R2.4.1	61	46
17	TekiTeki学童	大萱七丁目12-33 クッキーVI 203号室	509-8157	R2.4.1	79	33
18	瀬田学舎ツムグ	一里山二丁目14-25	070-3982-7269	R2.4.1	102	37
19	Global English 膳所	馬場二丁目7-14 1F	572-6485	R2.4.1	85	43
20	Global English 瀬田	大萱一丁目6-18 Blezio9 2F	599-4566	R2.4.1	133	10
21	BamBiniの杜 真野学舎	真野一丁目13-15	573-7000	R2.4.1	175	34
22	BamBiniの杜 仰木の里学舎	仰木の里七丁目1-6	573-7001	R2.4.1	153	31
23	Kids Duo大津瀬田	大萱七丁目12-33 クッキーVI 2F	526-7650	R2.4.1	214	32
24	レイモンドみらい園	中央二丁目2-20	524-7399	R2.4.1	94	36
25	sun 瀬田校	大萱一丁目2-29 坂口ビル3F	572-5770	R3.4.1	157	32
26	sun 瀬田北校	大將軍三丁目19-10	572-5240	R3.4.1	383	21
27	Global English 坂本	坂本七丁目24-1 平和堂坂本本店3F	050-3749-3312	R4.4.1	126	10
28	ほっとステーション ぽっかぽか	中央一丁目5-6 若林自転車ビル2F	080-4863-6955	R4.4.1	55	6
29	after school ミライブリ 大津下阪本校	下阪本三丁目5番32号 奥村ビル1F	536-5088	R5.4.1	109	8
30	ユニプラ膳所 英語学童	中庄二丁目6番19号	574-7307	R5.4.1	87	10
31	Global English 逢坂	朝日が丘一丁目9番6号 2F	050-3749-3312	R5.4.1	97	7
32	びばっこ児童クラブ	一里山一丁目18-22 ビバスポーツアカデミー瀬田内	536-6112	R5.4.1	72	40
33	未来図アフター スクール 大津校	比叡辻二丁目18番17号 2F	'090-8886-8308	R5.4.1	57	7
計	33か所					1,060

※公立の敷地面積の空白は、小野は児童館、伊香立は環境交流館、真野・仰木・坂本・下阪本・藤尾・中央・石山・上田上は小学校の余裕教室、第2瀬田は大江会館別館を利用している。民間の葛川児童クラブは休所中。

## 14. 児童遊園地の整備

児童に良い環境と健全な遊び場を与えることを目的とした児童遊園地の整備充実につとめているところであり、開発行為に伴う児童遊園地の新設のほか、既設の児童遊園地に対する遊具の修繕、古く使われなくなった遊具の撤去などにより整備を図っている。

児童遊園地設置状況

(令和4年4月1日現在)

学 区	設置数							
小 松	4	仰木の里	3	藤 尾	9	南 郷	17	
木 戸	3	堅 田	26	逢 坂	12	大 石	10	
和 邇	8	雄 琴	18	山中比叡平	1	田 上	28	
葛 川	1	坂 本	30	平 野	28	上 田 上	4	
伊 香 立	9	下 阪 本	47	膳 所	20	瀬 田	46	
真 野	24	唐 崎	29	富 士 見	22	瀬 田 南	33	
真 野 北	2	滋 賀	34	晴 嵐	34	瀬 田 北	50	
仰 木	3	長 等	4	石 山	27	瀬 田 東	34	
							計	620

## 15. 児 童 館

児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童の健全育成を図ることを目的に市内7か所に設置している。対象は、0歳～18歳未満の児童であり、「遊びによる子どもの育成」、「子どもの居場所の提供」、「子どもが意見を述べる場の提供」、「配慮を必要とする子どもへの対応」、「子育て支援の実施」、「地域の健全育成の環境づくり」、「ボランティア等の育成と活動支援」を活動の主要な柱とする。児童厚生員を中心に、地域に根ざした児童館活動を進めながら、児童を健全に育成していく拠点として子育て親子や児童に利用されている。

令和4年度児童館利用者人数

児童館名	小野	伊香立	堅田	坂本	皇子が丘	膳所	田上
令和4年度 (延べ人数)	3,996人	3,958人	9,949人	5,567人	4,612人	5,365人	3,966人

## 16. ファミリーサポートセンター

地域において、「援助を受けたい者」と「援助ができる者」が会員となって助け合う、会員組織であり、大津市社会福祉協議会へ委託し、平成13年度7月から「大津市ファミリーサポートセンター」を運営している。その目的は、働く人々の仕事と子育ての両立を支援することであり、児童福祉の向上、地域の子育て支援に寄与している。

(令和4年度会員数及び活動件数)

(令和5年3月31日現在)

種 別	おねがい会員	まかせて会員	どっちも会員	合 計	活動件数
会 員 数	1,411人	411人	334人	2,156人	2,376件

## 17. 子育て総合支援センター ゆめっこ

平成 18 年 4 月にオープンし、就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う場として、また、自主サークルの応援や子育てに係る相談、情報発信など、市域全体の子育てを支援する拠点となっている。

開設以来、延べ 100 万人以上の家族に利用されている。

区 分	来館者	事業参加人数	延べ利用人数
平成 30 年度	74,124 人	13,800 人	87,924 人
令和元年度	60,105 人	12,212 人	72,317 人
令和 2 年度	17,050 人	4,971 人	22,021 人
令和 3 年度	24,115 人	5,175 人	29,290 人
令和 4 年度	26,320 人	6,596 人	32,916 人

## 18. 木戸つどいの広場 にじっこ

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 20 年 4 月に木戸つどいの広場ににじっこ（木戸市民センター内）がオープンし、連日親子家族で賑わっている。（平成 24 年度より指定管理者制度導入）

区 分	来館者
平成 30 年度	11,372 人
令和元年度	10,024 人
令和 2 年度	5,342 人
令和 3 年度	4,988 人
令和 4 年度	4,028 人

## 19. 東部つどいの広場 きらきらひろば

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 22 年 4 月に東部つどいの広場きらきらひろば（アル・プラザ瀬田内）がオープンし、連日親子家族で賑わっている。（平成 24 年度より指定管理者制度導入）

区 分	来館者
平成 30 年度	31,931 人
令和元年度	27,362 人
令和 2 年度	15,947 人
令和 3 年度	17,570 人
令和 4 年度	21,837 人

## 20. 中南部つどいの広場 ほっぺ

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 26 年 1 月に中南部つどいの広場ほっぺ(膳所児童館内)を開設した。

区 分	来館者
平成 30 年度	9,449 人
令和元年度	9,072 人
令和 2 年度	2,360 人
令和 3 年度	2,954 人
令和 4 年度	3,714 人

## 21. 大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを傾聴するなかで、子育てや子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、必要な家庭に対し適切な支援につなげる。併せて、地域での子どもの誕生を喜びあい、その成長を見守り、共に育て合う関係を地域社会と結びあう最初の機会にすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、保育士と民生委員児童委員の 2 人一組での訪問による乳児家庭全戸訪問事業を、平成 22 年 1 月から実施している。

なお、従前から健康推進課で実施している新生児訪問事業を含めて、大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業としている。

区 分	訪問数	うち新生児訪問事業
平成 30 年度	2,540 人	2,251 人
令和元年度	2,431 人	2,145 人
令和 2 年度	2,197 人	1,869 人
令和 3 年度	2,336 人	2,100 人
令和 4 年度	2,253 人	1,963 人



# 高齢者の福祉と介護保険事業

1. 高齢者人口の推移
2. 健康生きがい対策
3. 介護予防対策（地域支援事業）
4. その他の高齢者福祉対策
5. 老人保護措置
6. 介護保険事業

# 高齢者の福祉と介護保険事業

介護を必要とする方を社会全体で支えていこうという理念のもと、介護保険制度が平成 12 年に開始されたが、この間大津市では高齢の方々に住み慣れた地域で安心してすこやかに暮らしていただけるまちづくりをめざし、介護保険サービスを中心とするさまざまな高齢者福祉施策に取り組んできた。

平成 18 年の制度改正では、介護予防の重点化と地域密着型サービスの導入が図られた。これを受け、市内 7 か所に地域包括支援センター「あんしん長寿相談所」を開設し、母子保健や成人保健等広く市民の健康づくりを担う「すこやか相談所」と併設することによって、健康・福祉・介護サービスの地域拠点としての機能向上に努めてきたところである。

しかし、社会の高齢化は速度を増し、大津市においても高齢化率が 27% を超える超高齢社会に突入し、介護を支える制度の役割はますます重要となってきた。

本市では、こうした状況を踏まえ、国の示す「地域包括ケアシステム」、すなわち、さらなる高齢化に対応するためにさまざまな社会資源を有効活用し、要介護者を地域ぐるみで支えていこうという大きな方針に沿って、「第 8 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各施策を実施している。

今後、団塊の世代が後期高齢者となり介護ニーズが大きく増大することが予想されるため、持続可能な高齢者福祉の各種施策、介護保険事業のさらなる充実を図る。

## 1. 高齢者人口の推移

(各年 3 月 31 日現在)

年	区 分	総人口	60歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	85歳以上	88歳以上	90歳以上
H30年	人数(人)	342,088	108,434	88,412	62,942	41,950	13,072	1,396	4,836
	比率(%)		31.70	25.84	18.40	12.26	3.82	0.41	1.41
R1年	人数(人)	342,695	110,030	89,824	66,392	43,766	13,561	1,587	5,205
	比率(%)		32.11	26.21	19.37	12.77	3.96	0.46	1.52
R2年	人数(人)	343,550	111,401	91,193	69,234	45,054	14,205	1,560	5,533
	比率(%)		32.43	26.54	20.15	13.11	4.13	0.45	1.61
R3年	人数(人)	343,835	112,837	92,529	71,690	45,718	14,994	1,602	6,022
	比率(%)		32.82	26.91	20.85	13.30	4.36	0.47	1.75
R4年	人数(人)	343,817	114,127	93,574	73,386	47,321	15,506	1,589	6,277
	比率(%)		33.19	27.22	21.34	13.76	4.51	0.46	1.83
R5年	人数(人)	343,839	115,280	94,322	74,544	50,054	15,921	1,690	6,521
	比率(%)		33.53	27.43	21.68	14.56	4.63	0.49	1.90

## 2. 健康生きがい対策

### (1) 敬老月間行事 (9月1日～30日)

	事業内容	対象者・施設
敬老祝状	88歳、100歳に敬老祝状を贈呈する。	毎年4月1日から翌年3月31日までの間に誕生日を迎えられる方 (ただし、その年の9月15日時点で1年以上住所を有する方に限る)
最高齢者訪問	市内男女最高齢者を市長等が訪問、祝品を贈呈し、長寿を祝う。	令和4年度 市内最高齢者 男性 105歳 女性 109歳

### (2) 老人福祉センター、老人憩の家の運営

高齢者に対し、老人クラブ活動、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康増進を図るために次の施設を運営している。

#### ア. 老人福祉センター

事業内容	教養・講座：俳句、囲碁、社交ダンスなどの各種講座 各種相談：健康相談、医療相談、生活相談 介護予防：おおつ光ルくん体操(月1回) デイサービス：北、南、東のみ 入浴事業：100円/回 回数券 1,050円(11枚綴り)
利用対象	市内在住の60歳以上の方
利用時間	午前9時～午後5時(入浴は正午～午後4時まで)※月曜日の入浴は休み
休館日	毎週日曜日、祝日(敬老の日を除く)、12月29日～翌年1月3日

#### 施設概要

名称	所在地 電話	敷地面積	建物面積 建物構造	室構造		工事費	完成日
大津市立 木戸老人 福祉センター (A型) 木戸市民センター内	木戸 58 592-1133	639.87 m <sup>2</sup> (対象部分のみ)	639.87 m <sup>2</sup> (対象部分のみ) 鉄筋コンクリート造 3階建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 風呂	ラウンジ 集会室 和室	87,026 千円 (改築費のみ)	H21 4.2
大津市立 北老人 福祉センター (A型)	今堅田二丁目 4-1 573-7123	1,263.54 m <sup>2</sup>	679.59 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造及び一部鉄骨造 瓦葺平屋建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 デイサービス施設	大広間 娯楽室 ラウンジ 風呂	188,545 千円	S62 4.2
大津市立 中老人 福祉センター (特A型)	打出浜 1-5 526-2752	1,595.76 m <sup>2</sup>	1,845.99 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造 3階建	事務室 健康相談室 生活相談室 機能回復訓練室 図書室 風呂 食堂	大広間 娯楽室 集会室 談話室 茶室	412,000 千円	S55 9.2

名称	所在地 電 話	敷地面積	建物面積 建物構造	室構造		工事費	完成日
大津市立 南老人 福祉センター (A型)	南郷一丁目 14-30 537-7417	3,581.33 m <sup>2</sup>	1,214.33 m <sup>2</sup> (うち増築) 456.00 m <sup>2</sup> 鉄骨造(一 部鉄筋)瓦 葺平屋建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 デイサービス施設 デイ事務所 南すこやか相談所 南あんしん長寿相 談所(地域包括支 援センター)	大広間 娯楽室 ラウンジ 面接室 風呂	249,126 千円  増築 175,306 千円	H1 6.1  増築 H6 4.1
大津市立 東老人 福祉センター (特A型)	玉野浦6-33 545-5970	2,323.79 m <sup>2</sup>	1,168.34 m <sup>2</sup> 鉄筋コンク リート造瓦葺2 階建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 教養娯楽室 デイサービス施設	風呂 特浴室 大広間 造形室 ラウンジ	724,625 千円	H3 6.1

イ. 老人憩の家整備状況

	所在地・電話	敷地面積	建物構造	建物規模	室数	工事費	完成年月日
下龍華 老人憩の家 (伊香立ふれ あいセンター と併設)	伊香立 下龍華町 584-157  598-2432	2,038.72 m <sup>2</sup> (全体)	鉄筋コンク リート造 平屋建	116.17 m <sup>2</sup>  全体 488.39 m <sup>2</sup>	和室 18畳2間	42,918千円  全体 90,667千円	S55 5.12
坂本 老人憩の家	坂本六丁目 22-59  579-1949	347.05 m <sup>2</sup>	鉄筋コンク リート造 平屋建	151.86 m <sup>2</sup>	和室 10畳2間 談話室 浴室	48,750千円	S61 8.1
皇子が丘 老人憩の家	皇子が丘 一丁目7-22  521-3730	568.59 m <sup>2</sup>	鉄筋コンク リート造 平屋建	191.57 m <sup>2</sup>	和室 10畳2間 談話室 浴室 休養室 湯沸室	58,000千円	H1 4.21
さがみ川 老人憩の家 昭和町から新築 移転 平成23年7月 (膳所あんしん 長寿相談所(地 域包括支援セ ンター)、膳所 すこやか相談所 と併設)	膳所二丁目 5-5  525-6211	532.11 m <sup>2</sup>	鉄骨造 平屋建	90.25 m <sup>2</sup>  全体 290.00 m <sup>2</sup>	ロビー 浴室	全体 95,769千円	H23 3.31
田上 老人憩の家	稲津一丁目 14-32	734.72 m <sup>2</sup>	鉄筋コンク リート造 平屋建	166.00 m <sup>2</sup>	和室 10畳2間 プレイルーム 調理室 浴室	23,496千円	S57 8.25

老人クラブ活動の拡充と助成

孤独になりがちな高齢者が親睦と交流を図り、健康の増進や教養を高めるなかで、長年培ってきた尊い知識と経験を生かして、地域社会活動を積極的に促進するため、老人クラブ組織の強化、指導を行い活動補助金を交付している。

(令和5年4月1日現在)

老人クラブ数	会員数	単位クラブ活動補助金		市老人クラブ連合会補助金	
		30人以上適合クラブ	29人以下小規模クラブ		
92クラブ	4,272人	連合会加入	44クラブ 月額 3,015×年間活動月数 +311×会員数	8クラブ 月額 1,200×年間活動月数 +311×会員数	@58×総会員数 +6,838,195 (事務局運営補助、活動補助、研修事業補助等)
		連合会未加入	32クラブ 月額 3,015×年間活動月数 +100×会員数	8クラブ 月額 1,200×年間活動月数 +100×会員数	

(1) 健康老人のためのスポーツ振興対策の促進

昭和53年度から老人健康生きがい対策の一環として県ではじめて、ゲートボール、老人健康体操の普及、指導に努め、老人クラブ活動の恒常化、活発化を図るとともに会員相互の交流、高齢者自身の健康増進に寄与している。

・令和4年度の主な行事

令和4年10月 第45回大津市高齢者健康づくりスポーツ大会

(2) 公益社団法人大津市シルバー人材センターの助成

目的 臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを促進するため助成している。

事業 高齢者の希望と能力に応じた就業機会の開拓、提供の他、就業に関する相談業務、情報の収集及び提供、調査研究、また、仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等を実施。

会員 おおむね60歳以上の市内在住者。

事業経過 昭和53年度から設立準備

・昭和54年5月 市内老人クラブ会員10,964人を対象に事業団への参加希望等についてアンケート調査実施。7,233人(66%)回答。回答中2,400人(33%)の高齢者が何らかのかたちで就業希望。

・昭和54年9月 大津市商工会議所、瀬田商工会、堅田商工会の1,927企業を対象に事業団への委託可能業務等についてアンケート調査実施。771社(40%)の協力的な回答を受ける

・昭和55年11月14日 第1回設立発起人会

・昭和55年12月8日 第2回設立発起人会

・昭和55年12月11日 120余名会員によるシルバー人材センター大津市高齢者事業団

・昭和56年2月10日 社団法人の知事認可(会員数178名)

・昭和56年3月5日 事務局開設

・昭和62年9月4日 (社)大津市シルバー人材センターに名称変更

・平成12年3月 指定居宅サービス事業所(訪問介護)に

・平成16年10月 事務所(中央二丁目)作業所(長等三丁目)移転

・平成18年4月 指定介護予防サービス事業所(介護予防訪問介護)に

・平成23年10月 公益社団法人に変更

・令和4年度事務局員数 事務局職員 15

非常勤職員 6

(令和5年4月1日現在)

正会員数	受託件数	契約金額				就労延人数
		民間事業	公社・公団事業	公共事業	独自事業	
1,654人	12,036件	10,175件 377,521千円	952件 71,221千円	900件 57,599千円	9件 355千円	108,324人

※受託件数、契約金額、就労延人数については、令和4年度実績

### 3. 介護予防対策（地域支援事業）

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業名称	概要
介護予防・生活支援サービス事業	<p>要支援認定を受けた方又は事業対象者と判定された方を対象に、訪問や通所等のサービスを実施する。</p> <p>(1) 介護予防訪問介護相当サービス ホームヘルパーが入浴、排泄、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、調理などの生活援助などを行う。</p> <p>(2) 訪問型サービスC 閉じこもり、認知症、うつ等によりデイサービスの利用が困難な方の居宅を看護師等が訪問し、助言、指導等を行う。</p> <p>(3) 介護予防通所介護相当サービス デイサービスセンターなどに日帰りで通い、入浴、食事、機能訓練などを行う。</p> <p>(4) 短期集中複合型予防サービス リハビリ専門職等による訪問型サービスCと通所型サービスCを組み合わせ、短期間集中で総合的な機能訓練を行う。</p> <p>(5) 配食サービス（総合事業型） ひとり暮らし又はそれに準ずる世帯の高齢者に必要な回数分（原則最大週5回）昼食を配送し、食生活リズムを整えるとともに安否確認を行う。</p>
一般介護予防事業	<p>65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態になることを予防するため、介護予防に関する知識の普及、啓発や運動機能向上の教室等各種事業を実施する。</p> <p>(1) 介護予防普及啓発事業 スポーツクラブ等で運動を中心としたプログラムを提供する「介護予防フィットネス事業」、月1回各老人福祉センターでおおつ光ルくん体操等に取り組む「運動実践教室」を実施。</p> <p>(2) 介護予防活動支援事業 地域で週1回以上又は月1回以上介護予防活動を行う団体に対し、活動経費の2分の1（上限12万円又は3万円）を補助。</p> <p>(3) 地域リハビリテーション活動支援事業 住民主体の通いの場にリハビリ専門職が介護予防に関する出前講座を行う。</p>

(2) 包括的支援事業等

地域包括支援センターにおいて、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が次の事業を実施する。

名 称	概 要
地域包括支援センター活動推進事業	<p>(1) 介護予防支援 要支援又は介護予防・生活支援サービス事業対象の認定を受けた被保険者について、介護予防サービス・支援計画を作成する。</p> <p>(2) 総合相談支援、権利擁護 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。</p> <p>(3) 包括的・継続的マネジメント 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的マネジメントを実現するための後方支援を行う。</p> <p>平成 27 年度から新たに包括的支援事業に下記が位置づけられた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療・介護連携の推進</li> <li>・ 認知症施策の推進</li> <li>・ 地域ケア会議の推進</li> <li>・ 生活支援サービスの体制整備</li> </ul>
認知症施策推進事業	<p>認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策を総合的に推進する。また、初期集中支援チームを配置し、初期認知症や認知症の困難事例についての対応を行う。</p> <p>認知症サポート医によるもの忘れ相談等の事業を実施する。</p> <p>認知症の人やその家族が、地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合える場の開設(認知症カフェ)。</p>

(3) 任意事業

介護予防事業、包括的支援事業のほか、次の事業を実施する。

事業名称	概 要
配食サービス(任意事業型)	ひとり暮らし又はそれに準ずる世帯の高齢者に必要な回数分(原則最大週に5日)、昼食を配達し食生活リズムを整えるとともに安否確認を行う。
紙おむつ給付事業	加齢に伴って生ずる身体上又は精神上の障害により、寝たきり又は認知症となり、常時紙おむつを必要とする状況が3か月以上継続、その他所得内容等一定の要件を満たす高齢者を対象に、1か月当たり4,500円分の紙おむつ受給券を支給する。
成年後見制度利用支援事業	成年後見人等への報酬を支払うことが困難な高齢者に対し、その資力に応じて報酬の一部又は全部を補助する。
認知症サポーター養成事業	市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症サポーター養成講座を実施する。
家族介護支援事業	認知症の人とその家族を地域で支える環境づくりの推進のため、行方不明高齢者早期発見ダイヤル、GPS貸与、介護教室等の事業を実施する。

#### 4. その他の高齢者福祉対策

地域支援事業及び介護保険事業の他に、高齢者の福祉向上を図るため、次の事業を実施する。

事業名称	概要
日常生活用具サービス	加齢に伴う心身の障害等があるおおむね 65 歳以上の、ひとり暮らし又は高齢者だけの世帯(それに準ずる世帯)に属する高齢者に対して、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与する。 ① 給付品目(電磁調理器、火災警報器) ② 貸与品目(緊急通報装置)
高齢者小規模住宅改造経費助成事業	要支援・要介護認定を受けている日常生活動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするため、便所や浴室の改造、手すりの設置、段差解消等の住宅改造に要する経費(50 万円が上限額)に対して、1/2(25 万円が上限額)を助成する。
転倒予防のための屋内改修サービス事業	屋内で転倒する可能性の高い高齢者で、要支援・要介護認定を受けていない方の、転倒を予防するために行う手すりの取付けなどの軽微な屋内改修の工事費(1 か所 5 千円以内、5 万円が上限額。原材料費は利用者負担)に対して、その 9 割を助成する。
寝具丸洗いサービス事業	在宅のねたきりの高齢者等の衛生の向上を図ることを目的に、年 1 回、寝具を丸洗い乾燥するサービスを実施する。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健診等のデータによる地域課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行うことにより、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進する。

#### 5. 老人保護措置

居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、生活の安定と福祉の増進を図る。また、常時の介護が必要な高齢者で、虐待等によりやむを得ない場合に、特別養護老人ホーム等に入所させる。

##### (1) 対象者

65 歳以上(特別な事情の場合は 65 歳未満を含む。)で、環境上の理由及び経済的理由(市民税均等割のみ課税以下)により居宅において養護を受けることが困難な高齢者

##### (2) 養護老人ホーム等被措置者現在員数

(各年 3 月 31 日現在)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
養護老人ホーム	193 人	194 人	191 人	191 人	181 人
特別養護老人ホーム等	14 人	14 人	13 人	6 人	6 人

##### (3) 養護老人ホーム等被措置者数

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

区分	入所者数	退所者数	被措置者現在員数		
	(令和 4 年度中)	(令和 4 年度中)	市内	市外	計
養護老人ホーム	24 人	34 人	101 人	80 人	181 人
特別養護老人ホーム等	6 人	6 人	6 人	0 人	6 人
合計	30 人	40 人	107 人	80 人	187 人

## 6. 介護保険事業

高齢化は急速に進んでおり、21世紀半ばには国民の3人に1人が高齢者になると予測されている。このような状況において、高齢者の多くが健康や介護に対する不安を抱え、核家族化等により家族の扶養意識が変化する中で、高齢者の介護システムを整備することが急務となっている。このため、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12年4月から市町村を保険者として、施行された。

本市では、令和3年3月に策定した「第8期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、在宅サービスの拡充や施設サービスの整備などの基盤整備を図りながら、制度の円滑な実施に努めているところである。

- (1) 保険者  
大津市

- (2) 被保険者 (令和5年4月1日現在)

	対 象	被保険者数
第1号被保険者	大津市内に住所を有する65歳以上の人	93,504人
第2号被保険者	大津市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者	117,150人

- (3) 第1号被保険者保険料（令和5年度）

所得段階	区 分	保険料(年)
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	22,860円
第2段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下	38,100円
第3段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	53,340円
第4段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	60,960円
第5段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超	76,200円
第6段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円未満	86,106円
第7段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円以上125万円未満	91,440円
第8段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	102,870円
第9段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上350万円未満	118,110円
第10段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満	133,350円
第11段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満	152,400円
第12段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が750万円以上1000万円未満	167,640円
第13段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が1000万円以上	175,260円

## (4) 保険料の賦課・徴収

区 分	保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収
第 1 号 被 保 険 者	(3)のとおり、所得段階別保険料を賦課し、老齢・退職・障害・遺族年金額が年18万円以上の人は原則として特別徴収し、それ以外の方は普通徴収する。
第 2 号 被 保 険 者	介護保険料としては徴収されず、医療保険者が医療保険の規定により徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。

## (5) 要介護・要支援認定

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	件 数																								
新 規 申 請 者 数	4,186 人																								
認 定 者 数	(令和5年3月31日現在) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr><td>要支援1</td><td>2,701 人</td><td>14.3%</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>3,223 人</td><td>17.1%</td></tr> <tr><td>要介護1</td><td>2,795 人</td><td>14.8%</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>3,788 人</td><td>20.1%</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>2,829 人</td><td>15.0%</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>2,105 人</td><td>11.1%</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>1,417 人</td><td>7.5%</td></tr> <tr><td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">18,858 人</td><td></td></tr> </tbody> </table>	要支援1	2,701 人	14.3%	要支援2	3,223 人	17.1%	要介護1	2,795 人	14.8%	要介護2	3,788 人	20.1%	要介護3	2,829 人	15.0%	要介護4	2,105 人	11.1%	要介護5	1,417 人	7.5%	18,858 人		
要支援1	2,701 人	14.3%																							
要支援2	3,223 人	17.1%																							
要介護1	2,795 人	14.8%																							
要介護2	3,788 人	20.1%																							
要介護3	2,829 人	15.0%																							
要介護4	2,105 人	11.1%																							
要介護5	1,417 人	7.5%																							
18,858 人																									
審 査 会 開 催 数	533 回																								

(6) 介護保険で利用出来るサービス  
在宅サービス

区 分	要介護 1・2・3・4・5	要支援 1・2
訪 問 を 受 け て 利 用 す る	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
通 所 し て 利 用 す る	通所介護 通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
住 環 境 を 整 え る	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修

短期入所する	短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護
その他	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護

施設サービス

要介護 1・2・3・4・5
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (原則、要介護3以上) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 (※)

(※) 令和5年4月1日現在、大津市での実施事業所なし

地域密着型サービス

要介護 1・2・3・4・5	要支援 1・2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (※) 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則、要介護3以上) (29人以下) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (※) (29人以下) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2のみ)

(※) 令和5年4月1日現在、大津市での実施事業所なし

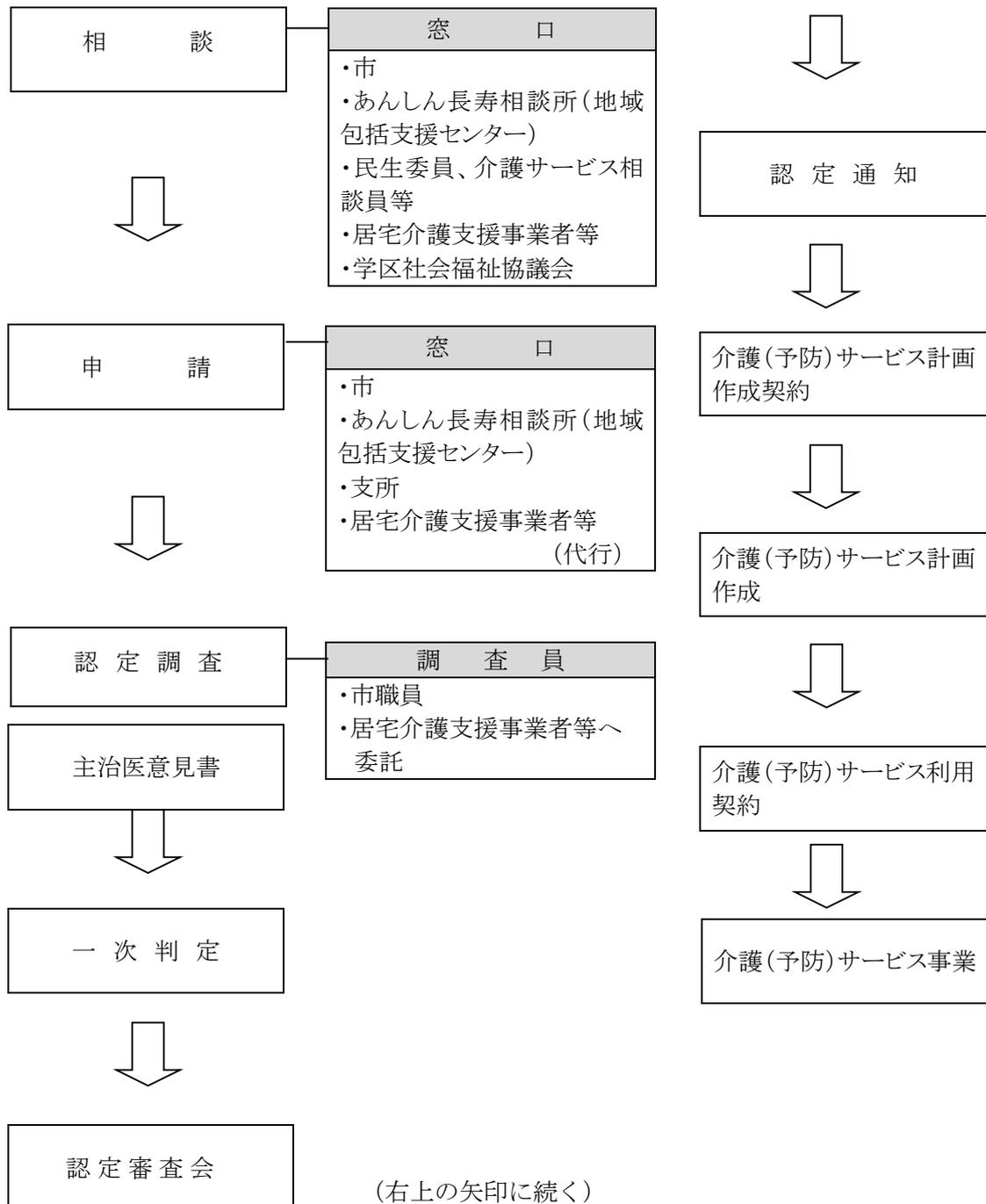
(7) 利用者負担と軽減措置

介護保険では、保険給付の対象となるサービスに要した費用の1割、2割又は3割が利用者負担となっている。ただし、介護（予防）サービス計画の作成等の居宅介護支援については利用者負担はない。

利用者負担に対する軽減措置は、次のとおり。

- (1) 災害時等における利用者負担の軽減
- (2) 高額介護(予防)サービス費の支給による利用者負担の軽減
- (3) 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給による利用者負担の軽減
- (4) 特定入所者介護(予防)サービス費の支給による介護保険施設の食費及び居住費(滞在費)の負担の軽減
- (5) 障害者訪問介護等利用者負担の軽減
- (6) 社会福祉法人等利用者負担の軽減

(8) 相談から介護サービスまでの流れ



## (9) あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）設置状況

(令和5年4月1日現在)

名称	所在地	担当地区	電話
小松あんしん長寿相談所 (小松地域包括支援センター)	南小松90	小松・木戸	596-2260 596-2261
和邇あんしん長寿相談所 (和邇地域包括支援センター)	和邇高城 12	和邇・小野	594-2660 594-2727
堅田あんしん長寿相談所 (堅田地域包括支援センター)	本堅田三丁目 17-14	堅田・仰木・ 仰木の里・仰木の里東	574-1010 574-1080
真野あんしん長寿相談所 (真野地域包括支援センター)	真野四丁目 24-38	葛川・伊香立・真野・ 真野北	573-1521 573-1522
比叡あんしん長寿相談所 (比叡地域包括支援センター)	坂本六丁目 1-11	雄琴・日吉台・坂本	578-6637 578-6692
比叡第二あんしん長寿相談所 (比叡第二地域包括支援センター)	下阪本六丁目 39-23	下阪本・唐崎	579-5290 579-5291
中あんしん長寿相談所 (中地域包括支援センター)	浜大津四丁目 1-1 (明日都浜大津 5 階)	藤尾・長等・逢坂・中央	528-2003 528-2006
中第二あんしん長寿相談所 (中第二地域包括支援センター)	南志賀一丁目 7-27	滋賀・山中比叡平	521-1471 521-1472
膳所あんしん長寿相談所 (膳所地域包括支援センター)	膳所二丁目 5-5	平野・膳所	522-8867 522-8882
晴嵐あんしん長寿相談所 (晴嵐地域包括支援センター)	粟津町 1-18	富士見・晴嵐	534-2661 534-2662
南あんしん長寿相談所 (南地域包括支援センター)	南郷一丁目 14-30	石山・南郷・大石・田上	533-1332 533-1352
瀬田あんしん長寿相談所 (瀬田地域包括支援センター)	大江三丁目 2-1	上田上・青山・瀬田・ 瀬田南	545-3918 545-3931
瀬田第二あんしん長寿相談所 (瀬田第二地域包括支援センター)	大萱六丁目 4-16	瀬田北・瀬田東	545-5760 545-5762

# 保 健 事 業 ・ 医 療

1. 母子保健事業
2. 成人及び老人保健事業
3. 予防接種
4. 精神保健
5. 被爆者援護
6. 難病対策
7. その他の保健事業等
8. 医務・薬務
9. 医療体制
10. 子ども発達相談センター

# 保健事業・医療

## 1. 母子保健事業

大津市の乳幼児健診は「大津 1974 方式」として、受診もれをなくす・発見もれをなくす・対応もれをなくすを 3 つの柱として体系づけられた。その後、社会情勢、生活環境の変化等に伴い、現在は、健診が早期発見・早期対応の場から育児支援、虐待の早期発見・予防としての機能が高くなりつつある。また、発達障害の早期発見、早期対応に関しては、関係機関と連携し、様々な形で取り組んでいる。

母子保健の力点が育児支援へと移行し、保護者支援を中心に据えた育児力を高めるための様々な事業を以下のとおり展開している。

### (1) 母子健康手帳の交付及び妊婦相談

和邇、堅田、比叡、中、膳所、南及び瀬田すこやか相談所で交付し、相談に応じている。また、各すこやか相談所では、妊婦一人ひとりに妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）を利用し、妊娠中の保健サービスの案内や出産後の手続き等の案内を行っている。

### (2) 妊婦健康診査

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施している。平成 24 年度に公費負担額を増額し、妊婦一人あたり公費負担額 94,940 円。令和 2 年度 10 月より多胎妊婦に対し、追加で 18,600 円の助成を開始した。さらに、令和 3 年 4 月より多胎妊婦に対し、追加で 12,000 円の助成を開始したため、多胎妊婦に対しては、合計 30,600 円の追加助成を実施している。

(令和4年度)

合 計	
延べ	29,396 件

### (3) マタニティサロン・初めてのパパママ教室

妊婦及びそのパートナーを対象に交流と学習の場を提供している。(マタニティサロンのうち、2 回は高齢妊婦を対象に実施。)

(令和4年度)

	回 数	参 加 数
マタニティサロン	13 回	102 人
初めてのパパママ教室	18 回	264 組

### (4) 新生児訪問

生後 1 か月以内の新生児を持つ家庭を訪問することにより、児の異常の早期発見、母親の心身の健康状態の観察を行い、家庭内での育児が円滑に行えるよう指導する。

(令和4年度)

実 施 数	継続支援率
2,017 人	47.9%

※大津市に里帰り中の新生児訪問を含む

### (5) 赤ちゃん手帳送付

乳幼児健診の勧奨のため、健診の間診票、発達の節目の時期に家庭での様子を観察し郵送してもらう。

ハガキ、各月齢における育児に対するヒント、離乳食のすすめ方を一冊にまとめた赤ちゃん手帳と予防接種手帳（手引き、予診票、接種券）を生後 2 か月頃に送付している。

## (6) 乳幼児健診

(令和4年度)

健 診	赤ちゃん 相談会	4か月児健診	10か月児健診	1歳9か月児 健診	2歳6か月児 健診	3歳6か月児 健診
目 的	4か月児健診 後のフォロー と育児支援	疾病の早期 発見及び早 期対応	幼児期への移 行期における 心身の発達及 び育児上の問 題の早期発 見、早期対応と むし歯予防	早期のむし歯 予防と1歳半 の発達の節 目をしっかり こえて、幼児 期に入ってい るか確認する	乳歯列の完 了期における むし歯予防及 び育児に関 する主訴につ いての相談と 指導	幼児期最後の 健診。臼歯部 のむし歯予 防、尿検査、さ さやき声検 査、視力検査 を通じて疾病 の早期発見と 早期対応及び 肥満予防・指 導
方 法	集団	個別市内医 療機関に委 託(4か月児 健診受診票 を利用)	集団	集団 有料(400円)	集団 有料(400円)	集団 有料(400円)
内 容	身体計測、小 児科診察、育 児、発達、栄 養、歯科の相 談(相談内容 に応じた個別 相談)	身体計測、小 児科診察、個 別指導	身体計測、小 児科診察、保 健指導、歯科 保健指導、発 達相談、栄養 相談	身体計測、小 児科診察、保 健指導、発達 相談、歯科健 診及び保健 指導とフッ化 物塗布	歯科健診及 び保健指導と フッ化物塗 布、主訴のあ る保護者又は 個別相談が 必要な幼児 に対して育 児、発達の相 談および保健 指導	身体計測、小 児科診察、視 力検査、屈折 検査、尿検 査、保護者に よるささやき 声検査の結果 確認、保健 指導、歯科健 診及び保健 指導、フッ化 物塗布、栄養 相談、発達相 談
実施結果 (R4)	受診者 延260人	対象者 2,372人 受診者 2,336人 受診率 98.5%	対象者 2,467人 受診者 2,299人 受診率 93.2%	対象者 3,101人 受診者 2,652人 受診率 85.5%	対象者 4,040人 受診者 3,285人 受診率 81.3%	対象者 2,874人 受診者 2,575人 受診率 89.6%

## (7) 発達相談事業

各健診で発見された障害児、要経過観察児及び保護者からの申し込みのある乳幼児を対象に発達相談を実施している。

(相談結果)

(令和4年度)

年度年齢 件 数	0歳児	1～3歳児	4歳児以上	合 計
実人数(人)	327	735	42	1,104
延人数(人)	439	992	52	1,483

(8) 小児肥満予防個別相談会

3歳6か月児健診後から就学前までで肥満傾向の児を対象として食事だけにとらわれず、遊びなど生活全体を見直すことで将来の学童肥満、生活習慣病予防のきっかけとするために実施している。

令和4年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため保育園や幼稚園より依頼があった児のみ、明日都相談会にて個別相談を実施した。 件数 1件

(9) 離乳食教室

第一子で4か月から6か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の始め方、進め方などの指導を実施している。

令和2年度から、7か月から9か月児をもつ保護者を対象に後期離乳食教室を始めた。また、令和2年度より新型コロナウイルス感染拡大にも対応できるよう、オンライン教室も実施している。

(令和4年度)

	実施回数	参加組数
前期教室	23(11)	166(66)
後期教室	22(10)	102(25)
合計	45(21)	268(91)

※( )内はオンライン教室の数

(10) 子育て教室・母子健康教育

母と子が安心して集える集団の場を提供し、遊びや育児経験等を伝えあうことにより、地域ぐるみの子育てに取り組めるよう実施している。

(場所及び参加状況)

(令和4年度)

地域主催	26回、220組
行政主催	64回、544組

(11) 特定不妊治療費助成制度・不育症治療費助成制度

特定不妊治療費助成制度(対象:体外受精、顕微授精)は、助成回数の増加や、所得制限の撤廃を経て令和4年度から保険適応となったため、令和4年度末までの治療分をもって助成制度を終了した。不育症治療費助成制度(対象:健康保険適用の不育症検査と不育症治療、健康保険適用外の不育症検査)は、令和2年9月30日までの治療開始分は1年度につき、①検査費と治療費の医療保険適用分の本人負担額の2分の1で上限額5万円②検査費の医療保険適用外分の本人負担額の全額で上限額10万円。令和2年10月1日治療開始分からは、保険適応内外問わず上限15万円とし、治療内容をアスピリン療法及びヘパリン療法に限る。令和3年4月1日より助成対象者に事実婚を含み、所得制限撤廃を図った。

(実施状況)

(令和4年度)

	助成件数
特定不妊治療費助成制度	366件
不育症治療費助成制度	14件

(12) 多胎児家庭育児支援事業

出生から3歳の誕生日の前日まで、合計100時間の範囲内でヘルパーを派遣し、多胎児を養育する保護者の負担軽減を図る。

(実施状況 令和4年度)

利用者実件数 36件

利用実施回数 616回

(13) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病患者に対し、その治療に要した医療費の自己負担分（一部又は全額）を補助している。

(実施状況 令和4年度)

給付実件数 394件

(14) 未熟児養育医療給付事業

未熟児であって、指定医療機関の医師が入院養育を認めた場合、その医療費について給付を行う。

(実施状況 令和4年度)

給付実人数 79人

## 2. 成人及び老人保健事業

市民の健康の保持・増進を図るため、健康増進法に基づく健康相談、健康教育及び各種がん検診等の健康増進事業を、医師会をはじめ関係団体の協力のもとに実施している。

平成30年10月からは、「がん対策推進基本計画」に基づきピアランスケア支援事業を開始し、がん患者が購入する補整用具（ウィッグ・帽子）の購入に係る費用を助成している。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から、滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査を実施している。

(1) 健康手帳の交付

健（検）診の記録や保健指導の記録等を記載し、自らの健康管理に役立てるために、おおむね40歳以上の希望者に対して健康手帳を交付している。

(交付状況) (令和4年度)

交付者数
451人

(2) 健康教育

生活習慣病や疾病の予防及び介護を要することの予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に各すこやか相談所において健康教育を実施している。

(集団健康教育実施状況)

・健康増進事業 48回 1,055人                      ・介護予防普及啓発事業 51回 1,006人

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことにより、生活習慣病や疾病の予防及び健康の保持増進を図っている。各すこやか相談所では土・日・祝日を除く毎日健康相談室を開設し、地域によっては、市民センターでの健康相談日を設けている。また、地域からの依頼により各学区老人クラブ等を対象とした健康相談も実施している。

(実施状況)

(令和4年度)

区分	すこやか相談所	各学区市民センター	老人クラブ	その他	合計
開催回数	1,701回	48回	25回	106回	1,880回
相談人数	2,906人	308人	300人	953人	4,467人
相談件数	5,073件	732件	321件	1,371件	7,497件

(4) 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及び家族等に対して、各すこやか相談所の保健師等が家庭を訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施している。

健康増進法に基づく訪問指導は、40歳から64歳までの市民が対象となっている。

(実施状況)

(令和4年度)

訪問実人数	78人	訪問延人数	78人
-------	-----	-------	-----

(5) 肝炎ウイルス検診

40歳以上の市民で、①過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない者 ②特定健診及びその他の法令に基づき行われる特定健診に相当する健康診断の結果において肝機能検査の数値のうち、いずれか1つでも「保健指導判定値」であった者を対象に、実施医療機関で個別検診と、特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市消化器がん検診協議会を開催し、肝炎ウイルス検診の充実を図っている。

(実施状況)

(令和4年度)

受診者数	B型肝炎ウイルス陽性者数	C型肝炎ウイルス陽性者数
1,435人	0人	2人

(6) 胃がん検診（胃部レントゲン検査）

40歳以上の市民を対象に市民センター等で検診車による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市胃がん検診協議会を開催し、胃がん検診の充実を図っている。

(実施状況)

(令和4年度)

受診者数	要精検者数	がん発見者数
1,336人	95人	1人

(7) 胃がん検診（胃内視鏡検査）

平成30年2月から、当該年度において50歳以上の偶数年齢の市民（2年に1度）を対象に、実施医療機関での個別検診を実施している。また、精度管理のために大津市胃がん検診協議会を開催し、胃がん検診の充実を図っている。

(実施状況)

(令和4年度)

受診者数	要精検者数	がん発見者数
1043人	77人	3人

(8) 子宮頸がん検診

20歳以上の女性市民（2年に1度）を対象に、検診車による集団検診及び県内実施医療機関での個別検診を実施している。

(実施状況)

(令和4年度)

受診者数	要精検者数	がん発見者数
11,780人	264人	4人

(9) 乳がん検診

40歳以上の女性市民（2年に1度）を対象に、実施医療機関（市内5病院と市外4病院）での個別検診と検診車による集団検診を実施している。平成30年度からは特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市乳がん検診協議会を開催し、乳がん検診の充実を図っている。

（実施状況）

（令和4年度）

		受診者数	要精検者数	がん発見者数
乳がん検診		5,022人	436人	14人
内訳	個別	4,059人	367人	10人
	集団	963人	69人	4人

(10) 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に、実施医療機関での個別検診と、特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市消化器がん検診協議会を開催し、大腸がん検診の充実を図っている。

（実施状況）

（令和4年度）

受診者数	要精検者数	がん発見者数
16,081人	815人	42人

(11) 肺がん結核検診

40歳以上の市民を対象に、実施医療機関での個別検診と、特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市肺がん結核検診協議会を開催し、肺がん結核検診の充実を図っている。

（実施状況）

（令和4年度）

受診者数	要精検者数	がん発見者数
18,074人	1,286人	9人

(12) 基本健康診査

健康増進法に基づき、40歳以上で医療保険に加入していない生活保護世帯の者及び中国残留邦人等の支援を受けている者を対象に、登録医療機関において個別健診を実施している。

実施期間：令和4年6月から令和5年1月まで

（実施状況）

（令和4年度）

受診者数	264人
------	------

(13) 後期高齢者健康診査

滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、滋賀県後期高齢者医療制度被保険者を対象に、生活習慣病を早期に発見するための健康診査を県内登録医療機関において実施している。

平成27年度より、滋賀県後期高齢者医療広域連合の方針に従い生活習慣病で定期的に受診している者及び要介護認定を受けている者は、健康診査の対象外とした。

実施期間：令和4年6月から令和5年1月まで

（実施状況）

（令和4年度）

受診者数	3,626人
------	--------

(14) 歯科保健推進事業

妊婦と30歳、35歳、40歳、45歳の者を対象に、歯周病検診を実施している。

（実施状況）

（令和4年度）

受診者数
1,163人

(15) 胃がんリスク検診（胃の健康度検査）

当該年度において40～60歳で、今までに同検診を受けたことがない市民を対象に実施医療機関での個別検診を実施している。

実施期間：令和4年6月から令和5年3月まで

（実施状況）

（令和4年度）

受診者数	精検不要者(A群)数	要精検査者数		がん発見者数
		B群	C群	
181人	154人	14人	13人	0人

(16) アピアランスケア支援事業

平成30年10月から「がん対策推進基本計画」に基づきアピアランスケア支援事業を開始し、がん患者の療養生活の質的向上のため、補整用具（ウィッグ・帽子）の購入に係る費用を助成している。

（助成対象者）抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するためにウィッグや帽子を購入し、現にがん治療を受けている、又は過去にがん治療を受けていた市民

（助成金額）補正用具の購入に要した費用に相当する額と10,000円のいずれか少ない方の額

（申請）助成対象者1人につき、1回限り

（実施期間）：令和4年4月から令和5年3月まで

（申請状況）

（令和4年度）

合計	男性	女性
144人	4人	140人

### 3. 予防接種

定期予防接種

乳幼児：四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）、急性灰白髄炎（ポリオ）、日本脳炎（1期）、BCG、麻しん、風しん、麻しん風しん混合（1期・2期）、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症

学 童：二種混合（ジフテリア、破傷風）、日本脳炎（2期）、子宮頸がん予防

高齢者（65歳以上）：インフルエンザ、高齢者肺炎球菌

臨時予防接種

新型コロナウイルス感染症

定期接種予防接種者数（延べ）

（令和4年度）

予防接種名	麻しん	風しん	麻しん風しん 混 合	四種混合	三種混合	日本脳炎
接種者数	1人	0人	5,270人	9,426人	4人	13,474人
予防接種名	二種混合	B C G	ポ リ オ	水 痘	子宮頸がん 予 防	ヒ ブ
接種者数	2,806人	2,367人	0人	4,698人	4,662人	9,452人
予防接種名	小児用 肺炎球菌	高齢者 インフルエンザ	高齢者 肺炎球菌	B型肝炎	ロタウイルス 感 染 症	
接種者数	9,442人	54,510人	2,953人	6,976人	5,782人	

## 4. 精神保健

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神疾患の早期治療の促進活動だけではなく、社会復帰や社会活動への参加の促進並びに、広く市民の心の健康保持増進を図り、関係機関等との緊密な連携を図りながら精神疾患や精神障害に関する正しい知識の普及や啓発に努めている。

また自殺対策基本法に基づき、地域自殺対策強化事業交付金を活用し、自殺対策に取り組んでいる。

### (1) 精神保健福祉相談件数

精神疾患・障害(疑い含む)を持つ人や家族に対して、相談に応じる。専門医による相談日も設けている。

(令和4年度)

	来所相談	訪問相談	電話相談	精神科医による相談(再掲)
一般	817件	589件	5,451件	31件
思春期	66件	60件	286件	16件
合計	883件	649件	5,737件	47件

### (2) 自殺対策強化事業実績

自殺予防を目的に、相談機関ネットワーク構築、普及啓発、人材育成、自殺未遂者支援に取り組んでいる。

(令和4年度)

相談機関ネットワーク構築	大津市自殺対策連絡協議会を開催 大津市自殺対策庁内連絡会を開催
普及啓発	出前講座を実施 自殺対策強化月間(3月)の啓発 救急隊への啓発マスクの配布 市民のためのアルコール啓発動画の配信
人材育成	大津市自殺対策研修会の実施
自殺未遂者支援	大津市「いのちをつなぐ相談員」派遣事業を実施

## 5. 被爆者援護

広島・長崎で被爆した者に対し、健康診断や医療の給付、各種手当の給付等の援護を県が行っている。その際の申請受付や県への経由業務等を行っている。

(令和4年度)

被爆者健康手帳交付者数	91件
各種手当受給者数	医療特別手当3件、特別手当4件、健康管理手当60件、保健手当7件
被爆者健康診断実施状況	定期健康診断年3回(6月、9月、2月)、がん検診年1回(10～11月)、二世健康診断年1回(1～3月)

## 6. 難病対策

難病のうち、国の指定した疾患について、平成 27 年 1 月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき県が特定医療費（指定難病）支給認定事業を実施し、医療費の一部を公費で助成しており、その際の申請受付や県への経由事務を行っている。（令和 4 年度より、更新申請受付事務は滋賀県が担っている。）

また、国の定める「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づき、難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、県内難病拠点・協力病院及び関係機関と連携し、在宅療養支援計画策定・評価事業、訪問相談事業、医療相談事業、訪問指導（診療）事業等を実施している。

### (1) 特定医療費（指定難病）支給認定事業

(令和 4 年度)

医療受給者数	新規申請者数
3,224 件	557 件

### (2) 難病患者訪問相談事業及び訪問指導（診療）事業

(令和 4 年度)

申請時面接相談	訪問指導	面接相談
延べ 9 件	延べ 51 件	延べ 12 件

### (3) 在宅療養支援計画策定・評価事業

(令和 4 年度)

ケース検討会議	年 13 回実施
ケアマネジメントアドバイザー事業	-
難病対策地域協議会	<p>本会 1 回、災害支援部会 1 回実施。</p> <p>災害支援部会では避難行動要支援者の状況、保健予防課における災害時支援対策について、意見交換を行った。また、個別避難計画作成のながれについても確認した。</p> <p>本会では指定難病の申請状況、難病患者の相談状況、難病対策地域協議会災害支援部会の報告を行い、難病支援に対する意見をまとめた。</p>

### (4) 医療相談事業及び難病対策研修事業

(令和 4 年度)

パーキンソン病医療講演会	年 1 回実施
医療講演会	年 1 回実施
難病在宅支援従事者研修会	年 1 回実施

## 7. その他の保健事業等

### (1) すこやか相談所

地域に密着した保健・福祉サービスを提供するために、保健師を配置したすこやか相談所を設置し、乳幼児健診、妊産婦、育児等の子育てや寝たきり、認知症の予防に関する相談、疾病予防の見地からの健康教育、地域の保健福祉の窓口として活動している。

#### 【名称及び位置】

- ・和邇すこやか相談所 和邇高城 12（和邇文化センター併設）
- ・堅田すこやか相談所 本堅田三丁目 17 番 14 号（堅田市民センター向かい）
- ・比叡すこやか相談所 坂本六丁目 1 番 11 号（坂本市民センター敷地内）
- ・中すこやか相談所 浜大津四丁目 1 番 1 号（明日都浜大津 5 階）
- ・膳所すこやか相談所 膳所二丁目 5 番 5 号（さがみ川老人憩の家併設）
- ・南すこやか相談所 南郷一丁目 14 番 30 号（南老人福祉センター併設）
- ・瀬田すこやか相談所 大江三丁目 2 番 1 号（瀬田市民センター内）

### (2) おおつ健康フェスティバル

高齢社会を迎えた今日、健康で生きがいをもって、人生を豊かに自分らしく、明るく暮らすことができる地域社会を実現するため、市民一人ひとりが健康を振り返り、あるいは体験を通して健康づくりを見直すきっかけとなることを目的として、平成 3 年から毎年実施していた。

しかし、令和 2 年度から令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止となった。

## 8. 医務・薬務

医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）の免許の交付申請に係る事務及び病院、診療所、助産所、施術所等の開設許可や届出事務を行うとともに、これら施設の指導監視を行っている。

また、薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業及び毒物劇物販売業に係る許可申請、登録申請、変更届等の審査事務を行うとともに、これら施設の監視指導を行っている。

### (1) 医療等施設数

（令和 5 年 3 月末現在）

	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
施設数	863	15	306	145	26	303	64	4

### (2) 開設者別病院及び許可病床数

（令和 5 年 3 月末現在）

病院数	許可病床数					
	精神病床	感染症病床	結核病床	一般病床	療養病床	
15	3,814	840	8	37	2,273	656

## (3) 診療所施設数及び許可病床数

(令和5年3月末現在)

区 分	施設数	病 床 数		
			一般病床	療養病床
総 数	451			
一般診療所	306	138	121	17
有床診療所	12	138	121	17
無床診療所	294	0	—	—
歯科診療所	145	0	—	—

## (4) 薬局・医薬品販売等施設数

(令和5年3月末現在)

	薬 局	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 販 売 業	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 業	店舗販売業	卸売販売業	薬 種 商 業 販 売 業
施設数	153	9	9	71	18	1
	高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	高度管理 医療機器 等販売業	高度管理 医療機器 等貸与業	管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	管 理 医 療 機 器 販 売 業	管 理 医 療 機 器 貸 与 業
施設数	120	55	1	178	789	6
	毒物劇物 販売業 (一般)	毒物劇物 販売業 (農業用品目)	毒物劇物 販売業 (特定品目)	毒物劇物 業務上者 取扱者	特定毒物 研究者	特定毒物 使用者
施設数	80	8	0	1	10	0

## (5) 医療及び薬事監視実施状況

(令和5年3月末現在)

	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
実施数	114件	15件	36件	34件	0件	27件	2件	0件

	薬 局	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 販 売 業	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 業	店舗販売業	卸売販売業	薬 種 商 業 販 売 業
実施数	55件	4件	4件	32件	2件	0件
	高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	高度管理 医療機器 等販売業	高度管理 医療機器 等貸与業	管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	管 理 医 療 機 器 販 売 業	管 理 医 療 機 器 貸 与 業
実施数	32件	18件	0件	31件	67件	0件
	毒物劇物 販売業 (一般)	毒物劇物 販売業 (農業用品目)	毒物劇物 販売業 (特定品目)	毒物劇物 業務上者 取扱者	特定毒物 研究者	特定毒物 使用者
実施数	26件	5件	0件	0件	4件	0件

## (6) 医師・薬剤師・看護師等免許申請件数

(令和5年3月末現在)

	医師	歯科医師	薬剤師	助産師	保健師	看護師
件数	59件	5件	69件	12件	38件	263件
	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	臨床検査技師	視能訓練士	衛生検査技師
件数	11件	42件	21件	14件	4件	0件

## 9. 医療体制

## (1) 小児救急医療

- ・ 目的 休日、夜間における初期医療から高度医療を必要とする小児急病患者の受入れを、24時間体制で対応している。
- ・ 診療体制 大津赤十字病院（共同利用型方式）
- ・ 協力医師 大津赤十字病院、大津市医師会、京都大学医学部附属病院小児科

(受診状況) (令和4年度)

受診者数
6,947人

## (2) 二次救急医療

- ・ 目的 休日、夜間における専門的な治療を要する救急患者に対応するため、後方医療機関が輪番制により救急医療体制を整備している。
- ・ 診療体制
 

大津赤十字病院	毎月	金曜日、土曜日、日曜日（第2・第4・第5）
地域医療機能推進機構滋賀病院	毎月	月曜日（第1・第3）
市立大津市民病院	毎月	月曜日（第2・第4・第5）、火曜日、木曜日、日曜日（第1・第3）
琵琶湖大橋病院	毎月	月曜日（第1・第3）
滋賀医科大学医学部附属病院	毎月	水曜日

(受診状況) (令和4年度)

	受診者数
大津赤十字病院	17,800人
地域医療機能推進機構滋賀病院	126人
市立大津市民病院	6,635人
琵琶湖大橋病院	298人
滋賀医科大学医学部附属病院	492人

(3) 休日救急歯科診療

- ・ 目的 休日等における歯科の救急診療体制を充実するため、歯科診療所の当番制により休日歯科診療を実施している。
- ・ 診療体制 大津市歯科医師会会員の歯科診療所の当番制

(受診状況) (令和4年度)

受診者数
144人(うち大津市民 117人)

(4) 地域リハビリテーション支援

在宅療養中の脳卒中維持期の患者、難病患者、障害者等が、地域で安心して生活できるよう、在宅医療・介護の現場でリハビリテーションに携わる専門職や関係機関・団体の支援と連携のシステムを整備することを目的として実施している。

ア リハビリテーション従事者研修会 (令和4年度)

実施回数	5回
参加人数	99名

イ 在宅療養者相談指導 (令和4年度)

相談指導件数
9件

ウ 地域リハビリ講師派遣事業 (令和4年度)

講演回数	24回
------	-----

(5) 在宅医療の推進

今後の在宅医療ニーズの高まりに対応をしていくため、医療介護関係者の連携を推進していく必要がある。このため、関係機関、地域、行政等が課題や目標を共有し、それぞれの立場で、また時には協働により取組を進めている。

ア 研修会及び市民啓発

① 研修会 (令和4年度)

実施回数	参加人数
17回	694人

② 在宅療養・看取りについての市民啓発(在宅療養応援講座) (令和4年度)

実施回数	参加人数
10回	267人

※ラジオ出演による啓発 4回実施

イ 拠点訪問看護ステーション

在宅療養における医療ニーズへの対応力の向上を目的に3か所の訪問看護ステーションに委託。

主な機能と活動実績

① 主に専門職、関係機関からの相談対応（電話・来所・訪問）（令和4年度）

相談件数	主な相談者
175件	介護支援専門員・病院関係者・診療所医師等

① 担当エリアの連携推進

在宅医療介護連携推進のための会議等への参加 参加回数 49回  
 地域の介護サービス事業所での研修会開催  
 居宅介護支援事業所への連携に関するアンケート調査

② 訪問看護ステーション間の連携体制強化

小規模訪問看護ステーションとの情報交換会の開催

## 10. 子ども発達相談センター

(1) 目的

発達障害者支援法に基づき、発達障害への早期対応を目的とし、専門的な相談と支援を行う。具体的には、発達障害（発達障害の定義は発達障害者支援法に基づく）及びその可能性のある子どもへの相談を実施することで、二次障害を予防し、子どもへの適切な支援がなされるように、専門職種による相談と診断、保護者支援、関係機関との連携、研修会などにより、子どもと保護者への支援を行うことで福祉の増進を図るものである。

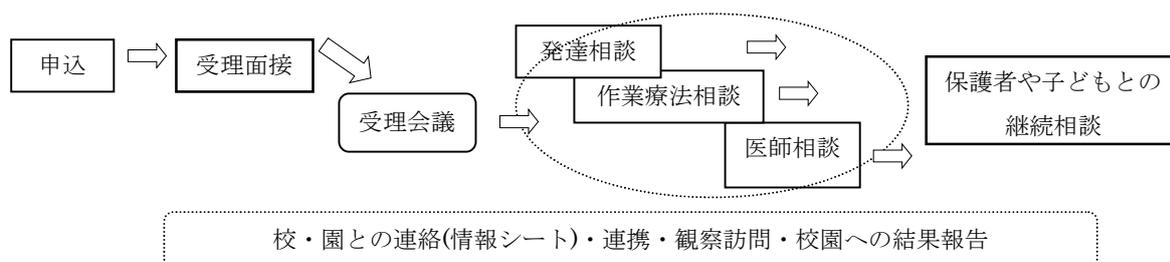
このセンターは、大津市の福祉・保健・教育の三部局が連携し、子どもの発達に関する相談窓口の必要性を協議して開設に至った。その経過を踏まえ、乳幼児から学齢期まで途切れることのない支援体制を整えるために、関係各機関と連携しながら施策提案をすすめる役割も担っている。

(2) 対象

大津市に在住する3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの子どもとその保護者を対象とする。主に発達障害及びその可能性のある発達支援を要する子どもを対象とする。

(3) 相談内容

子どもの発達に関する保護者からの相談に対して、発達、心理、環境要因を踏まえて総合的に評価を行い、保護者の子どもに対する理解を促し、対応や支援の方向性を校園等とも共有することで、保護者の子育てと、子どもの育ちをサポートする。相談業務の流れは以下のとおりである。（図参照）



※必要に応じて検査の内容や専門職種の相談、観察等のプランを立てながら実施、継続児は主訴に応じて対応

## (4) 実績

令和4年度の相談・連携延べ件数

(単位:件)

相談支援内容	2～5歳児	小学生	中学生	中卒後	計
受理面接	179	239	35	0	453
発達相談	817	1,478	344	2	2,641
医療相談	25	313	144	35	517
保護者学習会	35	90	40	0	165
保護者相談	110	436	109	1	656
作業療法相談	20	156	6	0	182
相談同席	13	30	1	0	44
観察訪問	273	150	0	0	423
関係機関連携	801	1,367	321	1	2,490
合計	2,273	4,259	1,000	39	7,571

※報告書作成件数(保護者用報告書、紹介状、紹介状返答、申し送りなどの文書) 966件

## ① 利用児の状況

相談実人数 1,111人(新規455人 継続656人) 相談支援延べ件数 8,537件

1人あたり7回の支援 月平均38件の新規申込

「相談実人数」「相談支援のべ件数」とともにセンター開設以来最多であった。学年別にみると、小2が最多で、次いで5歳児、小3であった。

## ② 相談の主訴(重複)

全般的に「学習面」「対人関係」の主訴が多く、続いて「こだわり・過敏さ」「多動衝動不注意」などがある。また最近のコロナ禍を経て、「情緒面」の主訴も大きく増えています。

## ③ 連携校園数

① 公立小・附属小・公立中・特別支援学校・私立中・(市外の私立校も含む) - 62校

② 公私幼稚園・公民保育園・こども園(市外園も含む) - 115園

## ④ 研修会

保護者向けの研修会(内部講師)3回、関係者向けの研修会(外部講師1回、内部講師1回)2回、市民向け公開講座(外部講師)1回、年間計6回の研修会を実施した。(合計573人の参加)

※感染予防対策を徹底し、ハイブリット開催とした。

## ⑤ 保護者学習会

「保護者学習会(定例)」 35回(1クール5回×7クール)

利用実人数 32人(延べ数105人)

「全体交流会」 6回 利用実人数 20人(延べ数38人)

「また会おう会」 7回 利用実人数 15人(延べ数15人)

年間合計48回

